

連載

間違えやすい

消費税の取引

早分かり講座

No.8 コンビニやスーパーでの買い物に関する
消費税の取扱い



税理士 佐藤充宏

多くの方がコンビニやスーパーで買い物をしますが、購入する商品によって消費税の取扱いが異なるので、注意が必要です。今回は、コンビニやスーパーで買い物をする際に気を付けたい消費税の取扱いについて見ていくことにしましょう。

■収入印紙と郵便切手のコンビニやスーパーでの購入

(1) 収入印紙

収入印紙を購入する場合には、非課税仕入れとなります。

(2) 郵便切手

郵便切手の購入についても非課税仕入れとされています。そのため、購入時にレシートを見ると、「非課税」と書かれています。そして、その郵便切手を使用した時に課税仕入れとなります。

これはどういうことかという点、郵便切手を購入した時点では、消費税が課税される「郵送」という役務の提供を受けていないので、購入時は非課税仕入れとして計上し、その郵便切手を使って郵送した段階で課税仕入れにするというイメージです。

しかし、この方法だと、郵便切手の購入時点と使用時点の各々で区分しなければならぬという負担が生じるため、一定の方法で簡便的に購入時に課税仕入れとする処理を認めています。

消費税軽減税率が適用される商品と適用されない商品等

令和1年10月1日より、消費税の税率が10%になりました。それに合わせて、一部の取引については消費税の税率が10%ではなく、軽減税率8%で計算されるものが規定されました。

具体的な軽減税率対象の品目は、一定の酒類を除いた飲食料品と定期購読契約に基づく新聞ですが、消費税税率10%と軽減税率8%のいずれの適用か間違えやすいものを確認しておきます。

■消費税軽減税率が適用される商品と適用されない商品等

令和1年10月1日より、消費税の税率が10%になりました。それに合わせて、一部の取引については消費税の税率が10%ではなく、軽減税率8%で計算されるものが規定されました。

具体的な軽減税率対象の品目は、一定の酒類を除いた飲食料品と定期購読契約に基づく新聞ですが、消費税税率10%と軽減税率8%のいずれの適用か間違えやすいものを確認しておきます。

(1) 酒類の購入

アルコールを含んだ酒類であれば、消費税率が全て10%と考えがちですが、アルコール分が「1度以上」の飲料のものが消費税税率10%になります。そのため、アルコール分が「1度未満」で

あれば、軽減税率8%の対象となります。このアルコール分が1度未満の酒類の例としては、現時点では「ホットビール」があります。また、ノンアルコールビールも軽減税率8%が適用されます。

そして、みりんについては注意が必要です。本みりんの場合は、アルコール分が約14度のため、消費税率が10%となりますが、みりん風調味料であれば、アルコール分が1度未満で酒類に該当しないので、軽減税率8%が適用されます。

(2) 新聞の購入

軽減税率8%が適用されるのは、定期購読契約が締結された週2回以上発行される一定の新聞です。そのため、定期購読契約を締結していないコンビニやスーパーでの新聞購入については、消費税率が10%となります。

(3) 有料レジ袋の購入

令和2年7月1日より、全国で一定のプラスチック製買い物袋の有料化が

実施されています。プラスチック製買い物袋の有料化については、経済産業省ホームページ等に掲載されています。例えば、軽減税率8%が適用される飲食料品をレジにて会計する際に、一緒に有料のレジ袋を購入したとします。

すると、レシートを見ればわかるように、このレジ袋は消費税率10%となっています。レジ袋自体は軽減税率対象の商品ではないので、軽減税率対象商品を購入した場合でもレジ袋は消費税率10%となります。

(4) イートインコーナーでの飲食のための飲食料品購入

今では多くの方がご存知でしょうが、軽減税率対象となる飲食料品を購入して店内で飲食した場合には、軽減税率は適用されず、消費税率は10%となります。これは、一定の飲食設備がある場所において飲食料品の提供がある場合には、消費税率は10%になるためです。

(5) ペットフードの購入

軽減税率8%が適用される飲食料品は、「人の」飲食用に供されるものに限りません。そのため、人の飲食用に供されないペットフードの購入は、消費税率10%になります。

このように、コンビニやスーパーで販売されている商品によっては消費税が非課税となるものがあり、また、消費税率についても10%が適用されるものと軽減税率8%が適用されるもの等があります。そのため、先述の内容を押さえた上で、非課税の商品に該当するののか、消費税率が何%となっているののか等をレシートや領収書で確認する必要があります。そして、会社の経理処理に際して、非課税仕入れが課税仕入れかの課税区分を正しく処理し、適用する消費税率にも誤りがないように、会計ソフト等にその支払いに関する取引を登録するようにしましょう。